**平成２３年（フ）第４２号**
高知県室戸市羽根町乙3195番地７
債務者　三上　禎浩
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第４３号**
高知県室戸市羽根町乙3195番地７
債務者　三上ひとみ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第２２０号**
福岡県久留米市東合川４丁目６番１号　セジュール久留米インターＡ201号、前住所福岡県大野城市乙金台２丁目12番７号
債務者　安部美知子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第３２号**
福岡県八女市馬場380番地１　リバーフィールドＢ棟105号
債務者　宮地　唯文
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２３年（フ）第４６号**
福岡県筑後市大字西牟田6375番地28
債務者　田島　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２３年（フ）第４７号**
福岡県筑後市大字蔵数513番地10　サンビレッジ赤坂Ｂ103
債務者　本村理恵子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２３年（フ）第８２号**
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　深田　京子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第８５号**
福岡県田川市大字伊田431番地１　ことぶき園、従前の住所北九州市戸畑区千防１丁目１番２―703号
債務者　尾関　好美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第９号**
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触847番地
債務者　川口　徳廣
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２３年（フ）第４２１号**
熊本県菊池郡大津町大字杉水177番地１
債務者　髙野千穂美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第７０号**
鹿児島県奄美市名瀬柳町９番38号　パストラルハイム房永309号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬柳町11番46号　１Ｆ
債務者　嶽本小百合（旧姓仙石）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２３年（フ）第２６５号**
岩手県北上市黒沢尻３丁目３番32号　コスモハウスⅢ―201号
債務者　武田　雅代
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１３２号**
福島県岩瀬郡鏡石町羽鳥132号、住民票上の住所福島県郡山市田村町御代田字川前20番地の１
債務者　鈴木　康司
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第２５８号**
和歌山市野崎57番地の11
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第３３２号**
和歌山市杉ノ馬場２丁目51番地
債務者　中出　廣美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第３５３号**
和歌山市狐島559番地の３
債務者　松原　英雄
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第３６１号**
和歌山県岩出市紀泉台466番地
債務者　西谷紗知乃（旧姓津波）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係